

7
9

年少労働一般資料

88-1 no.7

267

婦人少年室長殿

監督月報にあらわれた年少労働者の就労状況

1951年(1月~12月)

労働省婦人少年局年少労働課

この資料は、労働権労働基準局から毎月発行されている。

「労働基準法に基づく監督実施状況」に基き、特に年少労働者の
労働のみについて、昭和26年1月分より昭和26年12
月分までの一年間分を取纏めたものである。

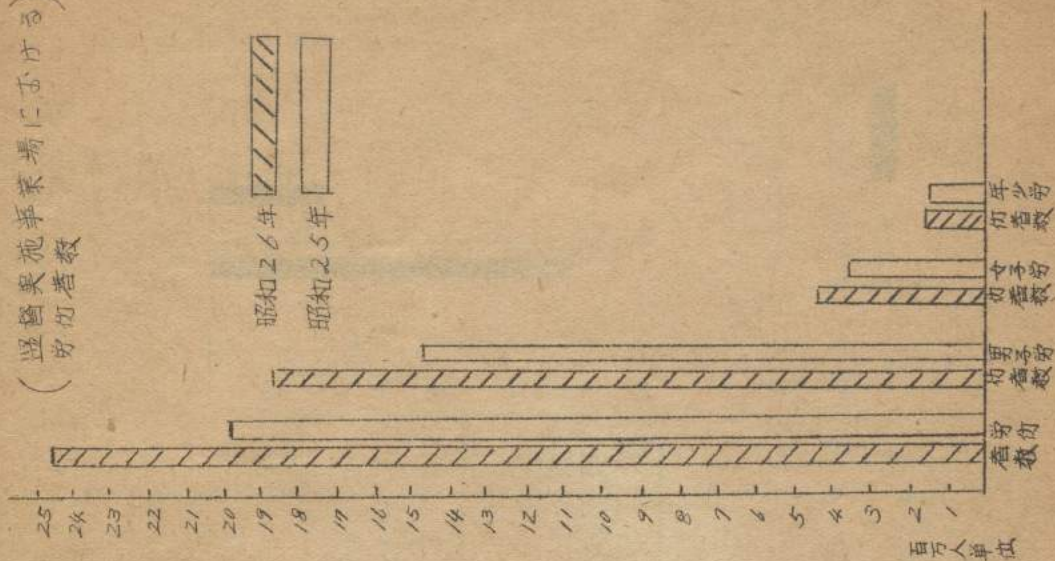
表により、監獄実施事業場における昭和26年の総
 労働者数を見ると、24,556,299名と25年の
 19,767,709名にくらべると4,788,590名の増加
 である。

男女成人労働者の割合を見たと男子成人労働者 18,
 632,606名に対し女子成人労働者は4,326,628
 名で男より約4人に1人の割合である。昨年を見ると
 男子労働者 14,768,894名にくらべ女子労働者は
 3,538,823名で本年同様男子約4人に1人の割合
 である。次に成人労働者と年少労働者の割合をみる
 と成人労働者 22,959,234名に対し年少労働者
 1,597,065名と約14人に1人の割合である。昨年
 は男成人労働者 18,307,692名に対し年少労働者は
 1,410,012名と約12人に1人の割合である。

表 監獄実施事業場における労働者数

年別	区分	男子労働者	女子労働者	年少労働者	計
26年	甲場によるもの	871,153	230,557	91,992	1,193,702
	甲場によりぬもの	17,761,453	4,096,091	1,505,073	23,362,597
	計	18,632,606	4,326,628	1,597,065	24,556,299
25年	甲場によるもの	1,150,288	259,890	142,691	1,552,869
	甲場によりぬもの	13,618,586	3,278,333	1,319,381	18,215,260
	計	14,768,894	3,538,823	1,460,912	19,767,709

(監獄実施事業場における)
 労働者数



昭和25年の年少児童関係許可件数と昭和26年許可件数を比較してみると、
 25年の6,598件に対し、26年は6,370件で前年より228件少ない。
 認定件数は25年は4,847件で26年も4,847件である。月別の増減を見ると、
 許可件数は7月の1,183件が最も多く、1月の944件が最も少ない。

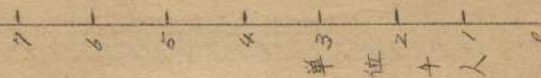
7月、8月に許可件数の多いのは夏休み期間等を利用して児童のアルバイトなどが増加するためである。

表二 年少児童関係許可件数

月別	許可件数		可件数	件数	認定件数
	(使用許可)	(深窓)			
1	1,183	79	1,262	1,944	1
2	2,344	1,266	3,610	3,610	0
3	3,555	1,779	5,334	5,332	0
4	2,997	999	3,996	3,996	0
5	5,553	1,677	7,230	7,230	0
6	5,991	1,377	7,368	7,368	0
7	1,057	1,266	2,323	2,323	0
8	6,007	1,522	7,529	7,529	2
9	2,444	1,422	3,866	3,866	0
10	3,422	1,528	4,950	4,950	0
11	2,774	795	3,569	3,569	0
12	1,777	861	2,638	2,638	1
26年計	4,847	1,523	6,370	6,370	4
25年					
(1月～12月)	5,438	1,160	6,598	6,598	4

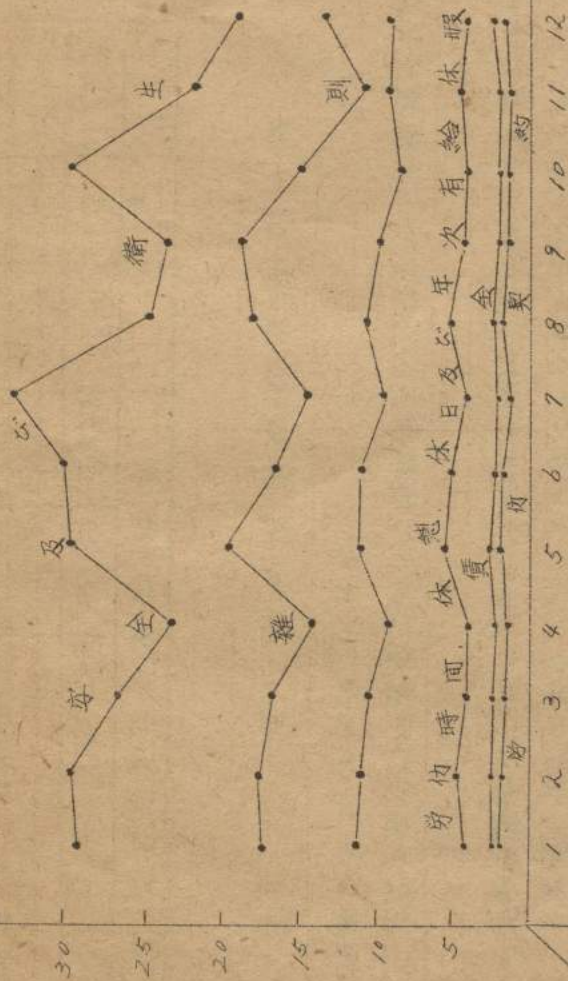
26年
 25年

年少児童関係許可件数
 認定件数



(深窓)
 才六十二條関係
 才五十六條関係
 (使用許可)

年 間 章 別 違 反 件 数 (26年)



自南西北

愛

51

成

四

四

劳动时间，休息，休息日及有轮休假

牛衛公及金甲

卷之六

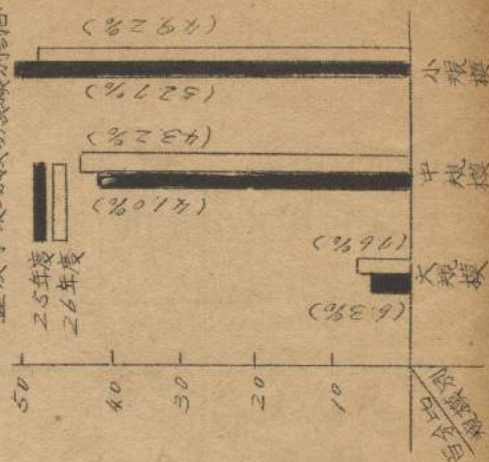
監督実施事業場は全体で25.1/1/事業場であるが、このうち違反のある事業場数は185.196
事業場で56.9%に当る。
違反総件数は280.22/件で、このうち年少者関係の違反件数は38.238を占め違反総件数の約5
%にあつてゐる。

規模別に違反件数を見ると大規模では26年は14.148件で25年の13.977件にくらべると、
17.1件の増加、中規模は25年の9.138件に対し、26年は7.993件で1.1404件の減少
である。小規模では25年の17.344にくらべ本年は9.1065を26.279の減少である。違反
のあつた事業場総数は25年の22.2708件に対し26年は18.5196件で37.512件の減少とな
つてゐる。

また、違反のあつた事業場について規模別の割合をみると大規模事業場は全体の7.6%、中規模4.3%
%、小規模2.2%となつてゐる。

表四 違反事業場別規模別違反件数

違反別 規模別	違反のあつた事業場数			A D	B D	C D
	大 (A)	中 (B)	小 (C)			
25年	13.977	9.138	117.344	6.3	4.10	52.7
26年	14.148	7.993	91.065	7.6	4.32	49.2



第三表 遺反件数及遺反事業場数

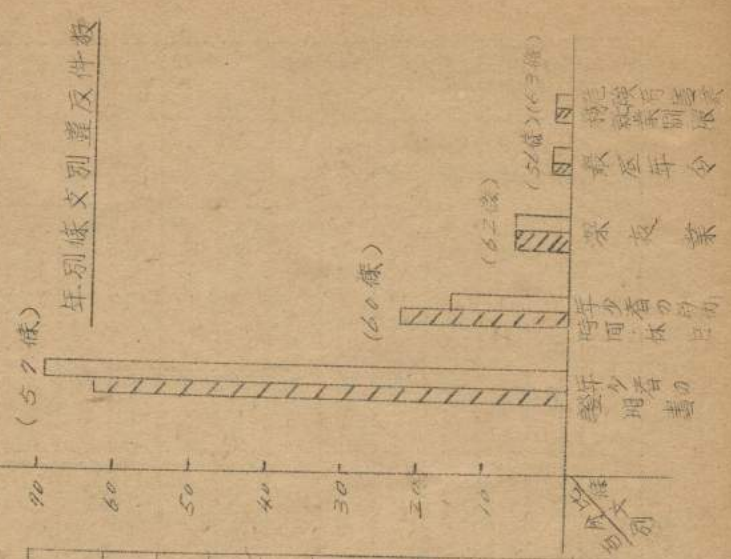
区 別	遺 反 件 数 (A)	年少男の指図係 遺反件数(B)	B A	監督実施事業場数		R D	A R	B R
				遺反の件数 事業場数	遺反の件数 事業場数			
1	68,455	2,951	4.3	14,628	10,129	59.0	4.7	0.02
2	70,580	3,022	4.3	14,634	9,075	61.7	4.8	0.02
3	65,963	2,852	4.3	14,138	10,606	52.1	4.7	0.02
4	64,991	2,950	5.2	13,137	10,655	55.1	4.3	0.02
5	75,238	4,083	5.4	16,363	11,319	58.6	4.6	0.03
6	69,998	3,953	5.4	16,101	11,558	58.2	4.3	0.02
7	68,750	3,178	4.6	18,257	14,146	56.3	3.8	0.02
8	66,647	3,659	5.5	16,134	12,123	57.0	4.1	0.02
9	63,569	3,093	4.9	14,091	11,932	57.4	4.0	0.02
10	64,080	2,998	4.3	17,542	14,915	53.7	3.7	0.02
11	59,290	3,145	5.5	14,643	12,448	54.0	3.9	0.02
12	52,140	2,764	5.3	13,728	10,779	56.0	3.8	0.02
計	1,100,721	38,238	4.9	195,196	139,915	56.9	4.2	0.02

◎ 係文別年少者関係違反件数について見ると最も多いのが未成年者（年少者の証明書）26,681件（65.5%）についてで、未成年者（年少者の証明書、休日）14,532件（16.4%）、未成年者（深夜業）の2,332件（2.5%）、未成年者（危険有害業務の就業制限）の2,220件（2.6%）の順にある。昨年に見ると本年同様5ヶ係が32.1%が最も多く、次に4ヶ係11.5%の法務省、労働省、警察、消防の順である。

25年度 27,777
26年度 26,681

表五 係文別違反件数調査

係文別	26年度	%	25年度	%
56係 未成年者	26,681	69.8	14,532	2.9
57係 未成年者の証明書	2,332	0.6	4,422	0.9
58係 未成年者の休日	1,669	0.4	2,663	0.5
59係 未成年者の就業制限	2,220	0.6	11,220	22.1
60係 未成年者の深夜業	2,049	1.5	3,697	7.2
61係 危険有害業務の就業制限	997	2.6	1,555	2.7
62係 使用時間の禁止	99	0.2	1,255	0.3
63係 補償	25	0.1	40	0.1
計	38,238	100.0	3,072.5	100.0



主要な違反事件とその措置の概要

基局	準名	違反文	事件	の概	要	措置	
岐阜	早	3々	近江絹糸紡績(株)中津川工場(男52名、女251名、年少者333名)工場長、立蔵某は昭和26年10月25日より11月16日までこの間に徹夜、女子労働者150名に對して延約766時間の深夜業をせしめ、且つ10月21日より11月之ク日までこの間、休憩時間を15分乃至30分しか与えずに延約3333時間におたり使用した。				12月/8日 送 検
		3え	丹羽産業(株)(男/々々名、女、々々名、年少者35名)				
		6ノ	)は6月21日より9月30日に亘る間に(1)年少労働者等立某外3々名に對し実働8時間を超えて延577々々3時間21分の時間外労働を(2)女子労働者上村某外々/名に對し1日2時間/直6時間の時間外規定を無視して延777々々30時間の30分の時間外労働を(3)年少労働者(男26名、女、々々名)に對し延1577々々時間の深夜労働を行わせていた。				
愛知	知	6え					10月/0日 送 検

34 (1) 女子ノ3名、年少者ク名に延えざる日の休日労働を行わせ
 35 (2) 成年男子、6名に延ノ日の休日労働を規定なしに行
 わせ (3) 女子、15名年少者50名に對し延ラヌツ時間の
 時間外労働を行かせざるうちノ6時30分の深夜業を行
 36 わせ (4) 成年男子20名を規定なしに延ラヌツ時間の時
 間外労働を行わせ (5) 休憩を30分の外しカ与えなかつた。

送 5 月 2 日 校

38 谷口惣糸(男)ク名女ノク名、年少者ノ3名)では女子及び
 39 年少者に規定をせずニ々ニ日間ニ3ノ5時間の時間外労働
 40 をさせまたノラす未満の女子3名を許可なくニ5年ノ月
 々日より使用してゐた。

送 校

41 2月ノ6日、岸部市警がりの通告により、岸部製パン(株)
 (男ノ7名、女子名年少者3名)の監督を行ひ、次の違反
 事象を発見した。

42 (1) ニ5年ク月よりノ月までに女子及び年少労働者ク名に
 43 對してノ10ク時間の 深夜業を行わせ (2) 年少勞
 44 働者3名を工場内に住込ませ、毎週少くともノ回の休日
 45 与えず不定期に毎月23日の休日と与えて就労させ

々 月 3 0 日
 山口地検に送検

46 (3) 労働改良酌その他法令の定めによらず、賃金から食費と

して22300円を差引き、残額70000円を小使帳名義に
与え(4)更に年少者々名を三年の期間で雇傭契約を結ぶ
建設計をさせていた。

日本食品工業(株)(男子50名、女子60名、年少者
々々名)では、この5年/2月/6日より、26年/月/5日
までの間において

(1)年少者山口某外/0名に対して深夜業60時間、同じ
く/5名に対して22も22ノ時間の時間外労働をさせ(2)女
子労働者小西某外/々々名に対して22々々5時間の深夜業
をさせ(3)女子労働者若田中某外/60名に対して、22/045
時間の時間外労働をさせていたものである。

なお上記を二重帳簿によつて隠蔽しようとしていたもので
ある。

分月ノノ日長崎地
検に送致した。

長崎

32

61

62

